

各位

会 社 名 株式会社パシフィックネット 代表者名 代表取締役社長 上田 満弘 (コード番号 3021 東証二部) 問合せ先 取締役副社長 大江 正巳 (電話番号 03-5730-1442)

# 募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ

当社は、平成30年3月5日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

## I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、フロー(リユース事業)中心からストック(LCM(※)をはじめとしたサービス)中心への収益構造改革に取り組み、LCM(※)サービスの拡大、各プロセスの生産性向上、店舗部門の縮小によるBtoBへの選択と集中、セキュリティサービス強化、子会社設立や買収等による新たな収益源の確保等の諸施策を行ってまいりました。この効果が今期に発現しはじめ、直前期である平成30年5月期第2四半期には前年比で大幅な利益改善となり、今後ともその効果の拡大を見込んでおります。

また、市場要因としては、2020年1月のWindows 7サポート終了を控え、企業、官公庁や自治体、文教等、日本全国全てのビジネス系ユーザーでは、Windows 10 に対応したIT機器への大規模な入れ替えを2020年1月までに順次行う予定です。現時点で入れ替えを実際に行ったビジネス系ユーザーは市場規模からみてごく少数であり、現時点での当社業績への影響はわずかですが、入れ替えの大部分は2018年4月以降の約2年間で行われる計画であり、当社にとって、LCM(※)事業・リユース事業とも極めて重要な事業機会と認識しております。この機をとらえ、持続的成長への礎となる「ストック中心への収益構造」を迅速かつ確実に進めていく方針です。

※LCM:ライフサイクルマネジメント

パソコン、タブレット、スマートフォン、サーバー等の IT 資産を導入・運用から 廃棄まで管理する仕組み。 以上を踏まえ、さらなる改革のスピードアップと収益拡大、企業価値増大、東証第一部への 市場変更による信用拡大を目標に、当社内の士気と結束力をさらに高めることを目的として、 当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権 を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式 総数の 9.97%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の 達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向 上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆 様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考 えております。

#### Ⅱ. 新株予約権の発行要項

## 1. 新株予約権の数

5,160個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社 普通株式516,000 株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整さ れた場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

#### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、200円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング(以下、「プルータス」という。)が算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、プルータスは、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成30年3月2日の東京証券取引所における当社株価の終値924円/株、株価変動性57.73%、配当利回り2.06%、無リスク利子率0.05%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額924円/株、満期までの期間10年、業績条件)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出を行った。

#### 3. 新株予約権の内容

## (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当 社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成30年3月2日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金924円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式 により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額 × -

分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成32年9月1日から平成40年3月29日までとする。

- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社 計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とす る。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、 上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた 額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の営業利益が、下記(a)乃至(c)に掲げる条件を充たしている場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、条件を充たした号に掲げる割合の範囲内で、当該各号の条件をそれぞれ最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
  - (a) 平成32年5月期乃至平成34年5月期のいずれかの期の営業利益が500百万円 を超過した場合: 20%
  - (b) 平成32年5月期乃至平成35年5月期のいずれかの期の営業利益が700百万円 を超過した場合: 50%
  - (c) 平成32年5月期乃至平成36年5月期のいずれかの期の営業利益が1,000百万円を超過した場合: 100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される 連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業 利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に 重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。 また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数 に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 本新株予約権の行使にあたっては、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、上記①(a)乃至(c)の各条件の達成により行使可能となった本新株予約権権利の全部または一部を、以下の区分に従って、それぞれ行使することができる。但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
  - (a) 上記①の各条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から 1年間: 当該条件で新たに行使可能となった本新株予約権の25%まで
  - (b) 上記①の各条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日の1年経過後から1年間: 当該条件で新たに行使可能となった本新株予約権の50%まで
  - (c) 上記①の各条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日の2年経過後から行使期間終期まで: 当該条件で新たに行使可能となった本新株予約権の100%
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株 式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4. 新株予約権の割当日

平成 30 年 3 月 30 日

- 5. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6) に定める規定により本新株予約権の 行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
  - 上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する ものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 平成30年4月9日
- 9. 申込期日 平成30年3月25日
- 10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数 当社取締役及び従業員並びに当社子会社取締役及び従業員 25 名 5,160 個
- Ⅲ. 支配株主との取引等に関する事項
- 1. 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況 本新株予約権の発行は、その一部につきまして、支配株主である当社代表取締役社長の上田 満弘を割当対象者の範囲に含めているため、支配株主との取引等に該当します。

当社は、平成29年9月7日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を以下のように定めており、本新株予約権の発行は、当該方針に則って決定されております。

「当社と支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、決定いたします。」

2. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項 本件新株予約権は、社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行しております。

また、本新株予約権の内容及び条件についても、一般的な新株予約権の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであります。さらに、本件新株予約権の付与が恣意的とならないよう、当社及び割当対象者から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングによって、本件新株予約権の公正価値を算出し、その結果に基づいた価額にて割当てを行っております。なお、利益相反を回避するため、支配株主に該当する当社代表取締役上田満弘は、本新株予約権に係る取締役会の決議に参加しておりません。

3. 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本新株予約権の内容および条件の妥当性については、当社取締役会に審議の上、本日付で、取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない社外取締役である神谷宗之介より、本新株予約権は、当社の企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として設計・付与されており、発行手続きについても、当社と支配株主等との間の利益相反を回避する措置が適切にとられていることから、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

以上